

件名	「平成16年度山梨県総合教育センターにおける の職務上保有する私に関する個人情報。」の不開示決定の件【諮問第18号】		
開示請求年月日	平成18年3月22日	実施機関の決定年月日	平成18年4月4日
実施機関(担当課)	山梨県教育委員会(総合教育セク-)	決定内容	全部不開示決定
不開示理由	個人が審議・検討を行うための資料として職務上保有していた開示請求者に関する個人情報は、すでに廃棄処分されているため不存在である。(なお、組織的に利用するために廃棄処分せずに総合教育センターで保有している開示請求者に関する個人情報については、平成18年3月9日付けで開示決定済みである。)		
異議申立て年月日	平成18年6月1日	諮問年月日	平成18年6月19日
答申年月日	平成19年2月16日	摘要	
事案の概要	<p>異議申立人は、実施機関に対し、「平成16年度、山梨県総合教育センターにおける の職務上保有する私に関する個人情報。」の開示請求(山梨県個人情報保護条例(以下「条例」という。)第14条第1項)を行った。(H18.3.22)</p> <p>実施機関は、開示請求に係る個人情報として、平成16年度に山梨県総合教育センターで実施した異議申立人の指定研修に関する情報であって、「山梨県教育長あて提出書類の原案」、「 が職務に関連して作成したメモ」又は「異議申立人が作成した研修記録等の写し」の各文書に記録されているものを特定し、その全部を開示しない決定(条例第20条第2項)をした。(H18.4.4)</p> <p>異議申立人は、当該不開示決定を不服とし、実施機関に対し異議申立て(行政不服審査法第6条)を行った。(H18.6.1)</p> <p>実施機関は、山梨県個人情報保護審議会あて諮問した。(H18.6.19)</p>		
争点	<p>開示請求に係る個人情報は、条例第14条第1項の「自己を本人とする保有個人情報」に該当し、開示請求の対象になるのか。すなわち、「山梨県教育長あて提出書類の原案」、「 が職務に関連して作成したメモ」又は「異議申立人が作成した研修記録等の写し」の各文書は、山梨県情報公開条例第2条第2項の行政文書に当たるのか。</p>		
審議会の結論等	<p>1 審議会の結論</p> <p>山梨県教育委員会が平成18年4月4日付けで異議申立人に対して行った保有個人情報不開示決定処分については、妥当である。</p> <p>2 審議会の判断</p> <p>開示請求に係る個人情報は、条例第14条第1項の「自己を本人とする」ものであるということではあるものの、「山梨県教育長あて提出書類の原案」、「 が職務に関連して作成したメモ」又は「異議申立人が作成した研修記録等の写し」の各文書が行政文書に当たるとはいえない以上、同項の「保有個人情報」に該当せず、開示請求の対象にならない。 ~ の各文書が行政文書に当たらないとする理由は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 「山梨県教育長あて提出書類の原案」について</p> <p>当該文書は、 が異議申立人の指定研修という自己の職務の範囲内において取得した文書であるから、「実施機関の職員が職務上...取得した文書」であるといえることができる。</p> <p>しかしながら、当該文書は、指導担当主事が関係職員の意見集約を図るために開か</p>		

れた内部の検討会で利用する叩き台として作成したものである。そして、検討会での検討に付された後は、直ちに、そのすべてが指導担当主事によって回収された上、平成16年度末までに廃棄されている。このことから、当該文書は、内部での検討に付されたとはいえ、あくまでも指導担当主事の個人的な評価、意見が参考的に記された、内容の未成熟な下書き段階の資料であり、検討会の性質や当該文書の保管・管理の実態に照らして判断すれば、なお職員の個人的な検討段階にとどまるものであるということが出来る。

したがって、当該文書は、当該実施機関の組織において業務上必要な組織の共用のものとして利用・保存されている状態にあるとはいえず、「当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもの」に当たらないといわなければならない。

(2) 「 が職務に関連して作成したメモ」について

当該文書は、 が、自己の出席した各種研修会において見聞したところを書き留めたものであり、自己の職務の範囲内において作成したものであるから、「実施機関の職員が職務上作成し...た文書」であるということが出来る。

しかしながら、 は、指導担当主事が作成した指定研修報告書及びそれに添付される書類の原案を所内で検討するに際し、自己の記憶を喚起するためこれを利用したのであり、当該文書について、同人が回覧に付したり、あるいは関係する職員であれば誰でも利用することができる状態に置いたりした事実は認められない。

したがって、当該文書は、 が自己の執務の便宜のためにのみ利用した備忘録であるということが出来るから、当該実施機関の組織において業務上必要な組織の共用のものとして利用・保存されている状態にある文書であるとはいえない。よって、当該文書は、「当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもの」に当たらないといわなければならない。

(3) 「異議申立人が作成した研修記録等の写し」について

当該文書は、 が、異議申立人の指導に関する方針や同人の評価について所内で意見交換を行うため、異議申立人、指導担当主事又は

の各非常勤嘱託から取得したものであり、自己の職務の範囲内において取得したものであるから、「実施機関の職員が職務上...取得した文書」であるということが出来る。

しかしながら、当該文書は、原本たる行政文書と重複する写しであり、 が自己の執務の便宜のために取得・保有したものであるから、当該実施機関の組織において業務上必要な組織の共用のものとして利用・保存されている状態にあるとはいえず、「当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもの」に当たらないといわなければならない。